

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年7月8日付け25産第1316号で行った公文書一部開示決定における開示決定の日から開示を実施した日までの期間は妥当であるが、開示の日時を指定する場合は、開示請求者との事前調整に努めるよう実施機関に要望する。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は平成25年6月12日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇に関する特定工場届出書等の書類全部（2011年3月11日以降について）」という内容の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 これに対して実施機関は、同月17日に、対象公文書に第三者の記述があるため、当該第三者の意見を聴取するとして、同月26日までの開示決定等期限を同年7月8日まで延長する決定を行った上で、同月8日付けで、本件開示請求に対応する公文書として「平成23年4月25日付け23産第454号に係る発議一式」等16件を特定し、これらのうち次に掲げる部分をそれぞれ当該部分に掲げる根拠規定及び理由により一部開示にするとの決定を行い、異議申立人に通知した。

(1) 特定工場新設（変更）届出、実施制限期間の短縮申請書（一般用）及び添付書類のうち担当者氏名

【根拠規定】条例第7条第2号

【理由】個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。

(2) 代表者の印影

【根拠規定】条例第7条第3号

【理由】事業者がその活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動と関わりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

(3) 各届出に含まれる図面のうち、各〇〇関係施設や〇〇〇〇〇〇〇〇設備に係わる設備の配置等が識別できる図面。ただし、減少した緑地面積申請箇所が記載されている図面を除く。

【根拠規定】条例第7条第3号

【理由】事業者が、〇〇〇〇〇事業を行う上で〇〇〇〇〇の観点から、公にしてはならず、内部情報として重要管理されているもので、この情報を開示することで、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

(4) 減少した緑地面積申請箇所が記載されている図面のうち、特定工場の敷地内の

減少した緑地面積申請箇所以外の部分、及び、減少した緑地面積申請箇所部分のうちで〇〇〇〇〇設備等の配置が示された部分及び施設名

【根拠規定】 条例第7条第3号

【理由】 事業者が、〇〇〇〇〇事業を行う上で〇〇〇〇〇の観点から、公にしてはならず、内部情報として重要管理されているもので、この情報を開示することで、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

- 3 実施機関は、平成25年7月16日に開示を実施し、異議申立人は、同月17日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成25年7月31日付け福島県指令産第1568-1号により異議申立人に対し補正を命じ、異議申立人は同年8月5日付け補正書により補正を行った。
- 5 実施機関は、平成25年8月13日付け25産第1685号により当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成25年7月8日付けで開示を決定した後、8日後の同月16日に開示を実施したことは、条例第16条の規定に反するというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、本件開示請求の前に同じ目的で開示請求を行っている（以下「前回開示請求」という。）ことから、実施機関は異議申立人の開示請求の趣旨を理解し、開示に必要な準備に時間をかけることなく開示の実施が可能であり、開示決定日に開示の実施が出来たはずである。
- (2) 異議申立人は、前回開示請求で開示の実施を受けた際に開示を受けたい文書について口頭で説明した上で今回の開示請求を行っているが、それにもかかわらず、実施機関は開示請求書に記載した内容のみに基づいた公文書の特定を行っており、さらに、異議申立人から当該説明は受けていないと主張していることは、不適切な対応であり、納得できない。
- (3) 福島県は〇〇〇〇の肩を持つ判断をしており、県民の側を向いていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象処分に係る公文書を一部開示とした理由は、公文書一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 本件開示請求にかかる公文書について

本件開示請求にかかる公文書は、平成23年3月11日から平成25年6月12日までの間に〇〇〇〇〇〇〇から福島県に提出された特定工場変更届出及び実施制限期間の短縮申請書（ただし、前回開示請求で一部開示決定されたものを除く。）であり、

かったと主張する。審査会が書面を確認し、実施機関と異議申立人の双方から意見を聴取し、事実関係を確認したところ、平成25年7月8日に一部開示が決定され、同月16日に実施されたことが確認された。異議申立人は開示の実施日を一部開示の決定日の8日後に設定したことは条例第16条の規定に反する旨主張しているため、それに対する実施機関の説明について確認していく。

一部開示の決定日の1週間後の想定という実施機関の説明については、当時のカレンダーを確認したところ、平成25年7月15日は月曜日であるが国民の祝日であり、福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条に規定する県の休日であることから、その翌日を開示実施日として指定したとする実施機関の説明に不審な点は認められない。また、郵送による決定通知の到達にかかる日数を一定程度考慮することは社会通念上認められるものと考えられ、実施機関の説明する「遅くとも発送の2日後には到着する」というのが過大な想定とまでは言えないと認められる。従って、実施機関ができる限り早期に開示を実施する努力を怠ったと断定することはできず、実施機関の対応が不適切であったとまでは言えない。従って、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

しかしながら、より早期に開示を実施する方法を検討することなく、一方的に開示の日時を指定したことは、丁寧さに欠ける対応であったと言わざるを得ない。開示の日時を指定する場合は、開示請求者に事前に連絡を取り、互いに都合のよい日時とすることが望ましく、実施機関には今後の丁寧な対応を要望する。

3 その他

異議申立人は、前回開示請求の結果を踏まえれば、今回の異議申立ての対象となった開示請求においてはもっと早い対応が可能であった旨主張するが、審査会において対象公文書を確認したところ、相当の量があり、加えて第三者への意見聴取をしていることも鑑みれば、当該開示請求に関して行った期間の延長は必要最小限の範囲内であると認められる。

また、異議申立人は、実施機関が自分の発言を聞いていないと公文書一部開示決定理由説明書に記載していることについて大きな不満を抱いていると発言している。当審査会としては、仮にそのような状況になった場合の個人の心情について推し量れる部分はあるものの、当事者間の発言の有無について何らかの判断を下す機関ではなく、加えて当該発言の有無は本件の一部開示決定の内容に影響を与えていないことから、これ以上の言及はしないが、発言の有無のような前提となる事実について、当事者間で認識に齟齬が生じないような対応を実施機関に望むものである。

なお、異議申立人は公文書の内容についても不満であるなど、これまで検討してきた点以外にも不満の意思を示しているが、それらの点は当審査会の権能が及ぶ範囲ではないため、意見する立場ではない。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 8月13日	・ 諮問書受付
平成25年 8月14日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成25年 9月10日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成25年 9月11日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成25年 9月17日	・ 異議申立人が一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成26年 9月24日 (第224回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成26年10月29日 (第225回審査会)	・ 異議申立人から一部開示決定に対する意見を聴取 ・ 審議
平成26年11月19日 (第226回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成26年12月17日 (第227回審査会)	・ 審議
平成27年 1月27日 (第228回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成27年2月27日現在）

（五十音順）

氏名	現職等	備考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 講師	
丹野 豊子	行政書士	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長